

# 湯沢市森林経営管理制度実施方針



令和8年3月策定

## 1 趣旨

湯沢市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、湯沢市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう湯沢市が森林経営管理法（以下「管理法」という。）に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

## 2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

### （1）現況と課題

本市は、秋田県の南東部に位置し、南の玄関口として山形県、宮城県と隣接しており、面積は79,091ha、秋田県の面積の約6.8%を占めています。東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれ、それらの山々を源に、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川、役内川沿いに豊かな水田地帯を形成し、県境付近の西栗駒一帯は、栗駒国定公園に指定されており、雄大な自然林を有しているほか豊富な温泉群にも恵まれています。

気候は、内陸性気候で年間の気温差が大きく、1月平均 $-1.5^{\circ}\text{C}$ と8月平均 $24^{\circ}\text{C}$ で約 $25^{\circ}\text{C}$ の差があり、1年を通して風速2.3m前後の西北西の風が吹いています。また、降水量は、年間1,600mm程度で、冬期には積雪が多く、最大積雪量は市街地で1m、山間地域では2mに達し、積雪期間は年間100日以上にも及ぶ豪雪地帯となっています。

湯沢市の森林面積は、64,150haで森林に恵まれた地域です。このうち令和6年3月31日現在、国有林が31,271ha（48.7%）、民有林が32,879ha（51.3%）となっており、民有林の内訳は人工林が14,971ha（45.5%）、天然林が17,648ha（53.7%）となっています。

近年、気候変動の影響により、大雨や渇水といった極端な気象現象が頻発している中、森林は二酸化炭素を吸収するだけでなく、土砂災害防止や水源のかん養といった多面的機能を果たしており、その価値は今後さらに高まるものと思われます。しかし、長期にわたる木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、世代交代や不在村などにより森林への関心が抱きにくく、境界や所有者の把握に時間を有するなど、森林整備の推進に支障をきたしています。

このため本市では、森林経営管理制度を通じて森林への興味と関心を高めることにより森林整備を促進するとともに、意欲と能力のある林業事業者による森林の集約化や計画的な伐採と適切な再造林による持続可能な森林資源の充実を図っていくことが課題となっている。

### （2）基本的な考え方

森林の整備にあたっては、木材生産適地、里山、環境林に区分し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、将来の森林の姿を見据えた適切な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

#### ア 木材生産林

効率的な林業を進める森林として循環利用を推進する。

## イ 里山林

木材生産林と同様の循環利用を基本とし、合わせて鳥獣害に対する安全対策を推進する。

## ウ 環境林

公益的機能の発揮を重視し、安全性や生物多様性保全の森林管理を推進する。

### **3 森林境界の調査**

森林整備の促進及び適正な森林管理体制の構築を目的として、森林所有者の把握及び境界調査を実施する。

#### (1) 境界調査の考え方

- ①調査対象森林は、一筆の50%以上がスギまたはカラマツの人工林（公有林等<sup>\*1</sup>は除く）とする。
- ②境界の現地測量は実施せず、机上の境界とする。
- ③森林所有者及び隣接所有者の同意を得られた場合に境界確定とし、同意を得られない場合は筆界未定地とする。

#### (2) 対象森林の絞り込み方法

- ①湯沢市航空レーザ計測及び森林資源解析成果、湯沢市森林地番図（案）、秋田県森林計画図及び各種衛星写真等により対象森林を抽出する。
- ②上記の抽出結果によらず、別途追加が必要と認められる森林については、森林の状況や施業の効果を勘案し、追加することができるものとする。

#### (3) 実施スケジュール

境界調査は、別紙1・2により行うものとする。

※1 公有林等とは、秋田県、市町村、財産区、学校、公益財団法人秋田県林業公社、自治会が管理する森林及びこれに準ずると認める法人等が管理する森林をいう。

### **4 森林所有者への森林経営意向の調査**

森林所有者自らが森林経営を実施できない森林の適正管理及び集約化施業を推進するため、森林所有者に対し森林経営の意向調査を実施する。

#### (1) 対象森林の考え方

次の森林は意向調査の対象外とする。

- ①公有林等
- ②法人が所有する森林（①を除く）
- ③林業にかかわる組合組織（生産森林組合など）が所有する森林
- ④上記に準ずると認める森林

## (2) 対象森林の絞り込み方法

対象森林は、次の条件をすべて満たす森林とする。

- ①森林経営計画が作成されていない森林
- ②直近 10 年間で森林施業が実施されていない森林

## (3) 意向調査のスケジュール及び方法

意向調査は、別紙 1・2・3 により行うものとする。

## 5 意向調査後の森林経営管理の方針

意向調査において市に経営管理を任せたいと回答のあった森林（経営管理対象森林）については、森林所有者の同意を得た上で秋田県意欲と能力のある林業経営者等へ森林情報を公表します。なお、森林の買い取りまたは森林経営の受託希望があった森林は、経営管理対象森林から除外し、希望がなかった森林について以下の方針により管理するものとする。

- ①適正な経営管理を行うため、現地における境界を確定する。
- ②経営管理対象森林のうち、必要かつ適正と認める場合には、経営管理権集積計画の作成・公告により、森林経営管理権を設定するものとする。
- ③森林経営管理権の設定が完了した森林において、公益的機能の維持増進を目的とした整備を行うものとする。ただし、森林の現況から早急の整備が不要であると判断した場合は整備せず、巡視による管理を基本とする。
- ④森林所有者から森林経営管理権取り消しの申出があった場合、周辺森林の施業動向などから森林整備の推進及び森林の適正管理に資すると認めた場合は、森林経営管理権を取り消すものとする。

## 6 森林経営管理制度の実施コストについて

- ①市が森林経営管理制度を実施する上で必要な経費（境界調査、意向調査、森林の管理及び整備、市民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。
- ②森林環境譲与税を活用し残額が生じた場合は、湯沢市森林環境譲与税基金に積み立て、譲与税が不足する場合は基金から繰り入れ充当する。
- ③湯沢市森林環境譲与税基金は、森林経営管理制度による森林整備の促進のほか、木材利用の促進、森林空間利用の促進、人材育成・担い手確保、林業経営者支援、普及啓発等の適正な森林の整備及びその促進につながる取り組みに活用するものとする。

## 7 その他特記事項

- ①事業の実施にあたっては、湯沢市森林ビジョン及び湯沢市森林整備計画との整合を図るものとする。

②実施方針は、事業の進捗状況や事業に関する課題等に対応するため、必要に応じて変更を行うものとする。

③境界調査の結果による湯沢市森林地番図の情報は、森林整備の推進及び適正な管理に資すると認める場合に情報提供するものとする。なお、森林所有者情報（氏名・連絡先）の情報提供は、森林所有者の同意がある場合に限る。

□ 添付資料

①境界調査・意向調査年次計画（別紙1）

②境界調査・意向調査実施図（別紙2）

③森林経営管理制度の手順（別紙3）